

郡山市国際交流員の任用に関する規則についての一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

郡山市長 品川 万里

郡山市規則第20号

郡山市国際交流員の任用に関する規則の一部を改正する規則

郡山市国際交流員の任用に関する規則（平成27年郡山市規則第76号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第 6 条関係）		別表（第 6 条関係）	
任期	報酬月額	任期	報酬月額
1 年目	335, 000円	1 年目	280, 000円
2 年目	345, 000円	2 年目	300, 000円
3 年目	355, 000円	3 年目	325, 000円
4 年目以降	360, 000円	4 年目	330, 000円
		5 年目	330, 000円
		6 年目	340, 000円
		7 年目	341, 000円
		8 年目	342, 000円
		9 年目	343, 000円
		10 年目	344, 000円
		11 年目	345, 000円
		12 年目	346, 000円
		13 年目	347, 000円
		14 年目	348, 000円
		15 年目	349, 000円
		16 年目	350, 000円
		17 年目	351, 000円
		18 年目	352, 000円

	<u>19年目</u>	<u>353,000円</u>
	<u>20年目</u>	<u>354,000円</u>
	<u>21年目</u>	<u>355,000円</u>
	<u>22年目</u>	<u>356,000円</u>
	<u>23年目</u>	<u>357,000円</u>
	<u>24年目</u>	<u>358,000円</u>
	<u>25年目</u>	<u>359,000円</u>
	<u>26年目</u>	<u>360,000円</u>
	<u>27年目</u>	<u>361,000円</u>
	<u>28年目</u>	<u>362,000円</u>
	<u>29年目</u>	<u>363,000円</u>
	<u>30年目</u>	<u>364,000円</u>
	<u>31年目</u>	<u>365,000円</u>
	<u>32年目</u>	<u>366,000円</u>
	<u>33年目</u>	<u>367,000円</u>
	<u>34年目</u>	<u>368,000円</u>
	<u>35年目</u>	<u>369,000円</u>
	<u>36年目</u>	<u>370,000円</u>
	<u>37年目</u>	<u>371,000円</u>
	<u>38年目</u>	<u>372,000円</u>
	<u>39年目</u>	<u>373,000円</u>
	<u>40年目以降</u>	<u>374,000円</u>
備考（略）	備考（略）	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。